

## 一般社団法人井原ブランドツーリズム 賛助会員規約

### (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人井原ブランドツーリズム（以下「当法人」という。）を支援する賛助会員に関する事項を定める。

### (資格)

第2条 当法人の目的に賛同する個人、法人又は団体は賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、法律上の社員ではなく、議決権を有しない。

### (入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の手続を行い、理事会の承認を受けるものとする。

### (年会費)

第4条 賛助会員は、理事会で定める額の年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返還しない。

### (賛助会員の権利)

第5条 賛助会員は、次に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 活動報告の提供
- (2) 当法人が主催又は共催する事業への参加
- (3) 会員向け情報の提供

### (義務)

第6条 賛助会員は、当法人の名誉又は信用を損なう行為をしてはならない。

### (滞納)

第7条 賛助会員が1年以上会費を滞納し、相当期間を定めた督促にも応じない場合は、理事会の決議により退会したものとみなすことができる。

### (退会)

第8条 賛助会員は、いつでも任意に退会することができる。

### (除名)

第9条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき

- (2) 当法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(通知)

第10条 会員への通知は、登録された連絡先に対して行うものとし、これをもって有効とする。

(規約と定款の関係)

第11条 本規約は、定款を補完するものである。

(法令準拠)

第12条 本規約に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他関係法令及び定款による。

(規約変更)

第13条 本規約は、理事会の決議により変更する。

附 則

本規約は、令和8年6月17日から施行する。